

○雲仙市建設工事総合評価落札方式試行要領

平成20年4月1日

雲仙市告示第39号

最終改正 令和元年11月28日雲仙市告示第52号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式により実施する場合の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この告示は、次の各号に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

(1) 企業の技術力(配置予定技術者の能力、企業の施工能力)、地域性及び社会性並びに入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が総合評価落札方式に基づき執行することが適当であると認める工事

(学識経験者の意見聴取)

第3条 市長は、総合評価落札方式による入札を実施する場合には、あらかじめ、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により、必要な事項について、学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。この場合において、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の規定により、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告及び入札執行通知書)

第4条 市長は、総合評価落札方式による入札を実施しようとするときは、入札公告又は入札執行通知書(以下「執行通知」という。)に雲仙市建設工事総合評価落札方式試行要領に基づき実施する旨を記載し、入札参加者に通知するものとする。

(技術資料の提出)

第5条 入札に参加しようとする者は、執行通知に記載された提出期限までに、別に定める技術資料作成要領により技術資料(様式第1号から第4号まで)を提出しなければならない。この場合において、配置予定技術者の能力(様式第2号)に関する配置予定技術者は2名まで届け出ることができるものとし、配置予定技術者の評価は、評価点の総計が低い者で行う。

2 技術資料の提出期限後においては、既に提出された技術資料の訂正又は再提出は、特別の事情がある場合を除き、認めないものとする。

(予定価格等の公表)

第6条 市長は、この告示に基づき入札を行う場合は、開札後に入札会場において予定価格を公表するものとし、雲仙市低入札価格調査制度試行要領(平成29年雲仙市告示第74号)第2条の対象となる入札を実施した場合は調査基準価格及び失格基準価格を、雲仙市履行確実性評価方式試行要領(令和元年度雲仙市告示第54号)第2条第2号に規定する履行確実性評価方式(以下「履行確実性評価方式」という。)により入札を実施した場合は履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格をそれぞれ公表するものとする。

る。ただし、入札が不調に終わった場合には、それらの価格については公表しないものとする。

(入札の無効)

第7条 技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった者の行った入札は、無効とする。

(開札)

第8条 入札書の開札は、入札後直ちに入札場所において行い、落札者の決定については保留を宣言するものとする。

(落札者の決定)

第9条 総合評価落札方式により入札を実施した場合は、予定価格の制限の範囲内で別表第1の算定方法により算定した評価値が最も高い者を落札候補者とするものとする。この場合において、評価値が同じ者が複数あるときは、入札金額が最も低い者を落札候補者とするものとし、入札金額が同価のときは、くじにより決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価落札方式による落札候補者を履行確実性評価方式の算定方法で選定しようとする場合は、別に定める算定方法等を基にするものとする。

3 第1項又は前項により選定された落札候補者については、雲仙市建設工事競争入札審査委員会要綱（平成17年雲仙市訓令第21号）第2条第1項第5号の規定により、雲仙市建設工事競争入札審査委員会（以下「委員会」という。）において審査を行い、落札の仮決定を受ける者の決定を行うものとする。

4 前項の審査において、学識経験者の意見を聴く必要がある場合には、学識経験者の意見を聴いた上で落札の仮決定を受ける者の決定を行うものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、落札の仮決定を受けた者（以下「落札仮決定者」という。）と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることがあって、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で市長が定める最低限の要求要件を全て満たして入札したほかの者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者としてすることができるものとする。

6 加算点については、別表第2を参考として定めた基準（以下「評価基準」という。）に基づき評価を行い、別表第1の算定方法により算定するものとする。この場合において、評価基準は執行通知に記載し、入札参加者に通知するものとする。

7 市長は、落札者を仮決定した場合は、落札仮決定者に通知するものとする。

8 落札仮決定者は、落札仮決定の通知日の翌日から起算して3日以内（雲仙市の休日を定める条例（平成17年雲仙市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に配置予定技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当する場合は、専任とする。以下同じ。）を配置することが可能か不可能かの通知を行わなければならない。この場合において、落札仮決定者が期限内に当該通知を行わなかった場合は、配置予定技術者を配置することができないものとみなす。

9 市長は、落札仮決定者から前項の通知があり、その内容を適当と認めたときは、落札者の決定を行うものとする。

10 市長は、落札者の決定をした場合は、その旨を落札の決定を受けた者に通知するものとする。

1 1 市長は、落札仮決定者から配置予定技術者を配置できない旨の通知を受けた場合（第8項後段の規定により、配置することができないものとみなす場合を含む。以下同じ。）は、予定価格の範囲内の者のうち落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札仮決定の通知を行う。この場合において、当該落札仮決定の通知を受けた次順位者から配置予定技術者を配置できない旨の通知を受けた場合は、次順位者の次に評価値の高い者に落札仮決定の通知を行うこととし、落札者が決定されるまで順次落札仮決定通知を行うものとする。

1 2 配置予定技術者を配置できないにもかかわらず、第5条に規定する技術資料の提出を行ったことが判明した場合は、雲仙市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成17年雲仙市告示第3号）に基づく指名停止措置を講ずるものとする。
（落札者の公表）

第10条 市長は、落札者が決定した場合は、全ての入札参加者に対し、落札者決定の通知をしなければならない。

2 前項の規定により落札者決定の通知をした場合は、入札参加者、入札金額、予定価格等、技術評価点及び評価値の公表を別に定める方法により行うこととする。
（秘密の保持）

第11条 この告示に基づき入札者から提出された技術資料は、公表しないものとする。
（その他）

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第9条関係）

落札決定評価値等

項目	算定方法
評価値	技術評価点÷入札金額（円）×100,000,000
技術評価点	加算点+標準点
加算点	別表第2の項目ごとの合計点数÷評価項目毎の満点の合計点数×10（10点換算値）
標準点	100点

備考 技術評価点及び加算点は、小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

別表第2（第9条関係）

総合評価の評価項目及び評価基準（標準例）

評価項目		評価内容	配点	評価基準	配点
配置予定技術者の能力	(1) 保有資格	配置予定技術者の保有する資格を評価する。	5点 (2点)	個別工事ごとに定める。 ※1（上記以外の資格等を追加で評価する場合に定める。）	
	(2) 同種工事の施工経験の有無	配置予定技術者の同種工事の施工経験（個別工事ごとに具体的に定める。）により評価する。	4点	個別工事ごとに定める。	
	(3) 表彰の有無	優秀工事表彰を受けたものを評価する。	0.5点	過去5箇年度において雲仙市優秀工事表彰を受けた主任（監理）技術者を評価する。	
企業の施工能力	(4) 同種工事の施工実績	同種工事の施工実績（個別工事ごとに具体的に定める。）により評価する。	4点	個別工事ごとに定める。	
	(5) 表彰の有無	優秀工事表彰を受けたものを評価する。	0.5点	過去5箇年度において雲仙市優秀工事表彰を受けた企業を評価する。	
地域貢献	(6) 営業拠点の所在地	営業拠点の所在地に基づき評価する。	2点	a 雲仙市内に主たる営業所を置くもの	2点
				b 雲仙市内に従業員を常駐させる支店、営業所等を置くもの	1点
	(7) 従業員数	従業員数を評価する。	3点	a 従業員数10人以上	3点
b 従業員数7人以上10人未満	2点				
c 従業員数4人以上7人未満	1点				